

別紙（第４条関係）別紙標準様式（第６条関係）

会 議 録

会議の名称	令和６年度第２回 枚方市学校いじめ対策審議会	
開催日時	令和６年５月２１日 (火)	開始時刻 １８時００分 終了時刻 １９時００分
開催場所	枚方市役所 第３委員会室	
出席者	会長 小西 智子（大阪弁護士会） 副会長 島 善信（千里金欄大学） 委員 桶谷 守（池坊短期大学） 委員 水流添 真（大阪社会福祉士会） 委員 二見 真美（大阪府臨床心理士会）	
欠席者	なし	
案 件 名	枚方市立小学校いじめ重大事態調査について 枚方市いじめ防止基本方針の改訂について	
提出された資料等の 名称		
決 定 事 項		
会議の公開、非公開の 別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第５条第１号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	一部非公表 枚方市情報公開条例第５条第１号該当部分を調製し公表	
傍聴者の数	— 人	
所管部署 (事務局)	枚方市教育委員会 学校教育部 児童生徒課	

審 議 内 容

【 開 会 】

(会長) ではただいまより、令和6年度定例第2回枚方市学校いじめ対策審議会を開会します。

【 会議運営事項の確認 】

(会長) 本日の委員の出席状況の報告と、次第2の会議運営事項の確認として、会議の非公開についてと、本日の開催分の審議会の会議録について、まとめて事務局と報告と説明をお願いします。

(事務局) 本日の委員の出席状況について、報告させていただきます。本審議会の委員総数は5名でございます。現在出席委員は5名で、過半数が出席されていますので、本市議会は成立していることを御報告申し上げます。

次に(1)、会議の非公開についてでございますが、令和6年度第1回審議会において、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定に基づき、本審議会は非公開で開催することを確認いただいております。今回も同様に非公開で御審議いただきたいと存じます。

続いて(2)、会議録の作成につきましては、枚方市審議会等の会議の公開に関する規定に基づき、本日の審議について録音した音声データを文字起こしした上で作成させていただきます。なお、今回の会議録については、次回開催の審議会において確認していただいた後、市のホームページで公開する流れとなります。

事務局からの報告は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました次第2の会議運営事項の確認について、質問等がなければ確認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

【 審議案件 】

(会長) では続いて、次第3の審議案件に移ります。事務局さん、説明をお願いします。

(事務局) 令和6年4月17日に開催いたしました令和6年度第1回の審議会の会議録について、事務局より御説明させていただきます。資料1、会議録(案)を御覧ください。審議会の会議録(案)につきましては、事前に御確認いただいておりますので、内容の説明は省略させていただきます。なお、会議録(案)について御承認いただきましたら、後日枚方市のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長) 今の説明について、何かご質問やご意見はございませんか。いいですかね。

では、令和6年度第1回枚方市学校いじめ対策審議会会議録について、承認されたものとさせていただきます。

【 報告案件 】

(会長) では次、次第4、報告案件に移ります。報告案件の(1)、枚方市いじめ防止基本方針の改訂について、事務局より報告をお願いします。

(事務局) それでは、事務局より報告をさせていただきます。資料2、「枚方市いじめ防止基本方針令和6年4月改訂版」及び資料3、「枚方市いじめ防止基本方針の見直しについて」を御覧ください。枚方市いじめ防止基本方針につきましては、前回の審議会でいただいたご意見を一部反映しましたもので、令和6年4月23日の教育委員会定例会での議決を経て、枚方市内全小・中学校に対し改訂の通知を行いました。現在改訂後の基本方針を基に各小・中学校において、学校いじめ防止基本方針の見直しを行っているところです。今回は過去に生起しました重大事態で生じた再発防止に関わる部分を盛り込むことを主な目的として、最小限の改訂を行いました。さらに今後は、市長部局のいじめ問題再調査委員会が行っている再調査の結果と、枚方市としてこれまでのいじめ事案で得た経験や教訓を踏まえ、国で現在検討されている見直しの動向も含めて、改めて国のいじめ防止等のための基本的な方針を参酌し、見直しの検討を行う必要があります。また、令和3年に制定しました本市の子どもを守る条例に規定された内容を満たすものとなっているか等の検討も行います。併せて本審議会をはじめ、3つのいじめに関する附属機関と他機関との連携の場である連絡協議会を1つの条例に改編し、それぞれの役割をより明確にするための検討も予定しているところです。

いじめの対策は学校や教育行政のみならず、民権政策、子育て、福祉等の役割や責任も重要であるため、庁内に仮称「枚方市いじめ対策推進委員会」を設置いたします。さらに、必要に応じてパブリックコメントを実施するなど、いじめ問題を枚方市全体で考え、枚方市いじめ防止基本方針の改定に取り組む予定です。この庁内委員会での審議内容は、可能な限り本審議会へ共有を図り、また本審議会でも引き続きご審議いただき、頂戴したご意見については、当庁内委員会へ届けるという形で枚方市いじめ防止基本方針の改定を進める所存でございますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(会長) 何かご質問などはいかがですか。

どうぞ。

(桶谷委員) この市のいじめ防止基本方針は、もう決定をして学校には通知をされた。

(事務局) はい、そのとおりです。

（桶谷委員）それで、これに基づいて先ほどおっしゃったのは、学校のいじめ防止基本方針の改正を行っていくというふうなことで、これを見ながらそれぞれの学校でと、そこで教育委員会から学校にそれぞれ学校の基本方針を見直すに当たっての観点とか、留意点とか、何かそんなことをおっしゃったとかということはありませんか。

（事務局）まず、改訂内容をダイジェストで伝えた内容を今年3月の校長会でお配りさせてもらって、枚方市の方針はこのような観点で改訂されますということはあらかじめお伝えさせてもらっていました。4月の教育委員会定例会を経て、この内容を通知させてもらいまして、実際に見てもらいながら学校も改訂してもらうという形で通知させてもらっています。それを見て、学校がどう改訂したかというところを教育委員会に報告するとともに、やはり改訂しただけで終わってしまってはよくないというところで、いかに教職員がその方針どおりに対応できるかというところが大切かなと思っていますので、その方針をどのように教職員、また保護者や子供たちに周知をしたかという方法につきましても報告をしてもらうように頼んでいるところです。

（桶谷委員）ありがとうございます。しっかりとやっていたいているなという点がありました。

それで私がなぜこういう質問をしたかといいますと、幾つかの自治体のホームページを見ると、全部一緒なのです。その自治体の関係している小学校、小学校が全部一緒ということは、最初は鑑のような形で例を出しはりますよね。分からへんから、何を書いているか、どうしたらいいんやと、その例どおりにやりはる。その学校の自分のところのいじめ対策として何をメインに、何を重点的にやっていこうとしているのかというのは、そこで方針で見えるはずだけでも、何も見えない。A中学校とB中学校がほとんど一緒というふうな、こういうことはやはり何もこれは枚方だけではなくて、多くの自治体で散見されることなのですよ。だからそういうことに対して、何か特別にお話をされたことってありますか。

（事務局）そうですね、個別の対応を全体に話はしていないのですけれども、今学校に対していじめ生徒指導に関するヒアリングをオンラインで実施していきまして、各学校で未然防止の取組、早期発見の取組、いじめが起こったときの対応を具体的にどのようにしているかというところを観点にヒアリングさせてもらっているのです。その内容も踏まえて方針を改訂するようにお伝えしていますので、そこで個別の確認を取らせてもらっています。

（桶谷委員）特にこの改訂でもって、例えば担当者、生徒指導主任であるとか校長であるとか、そういう担当者を集めてお話をされたことはなくて、メール等の通知の中でされて

いる。

（事務局）全体には通知させてもらって、個別のヒアリングのときに例えば、あなたの学校は認知件数が少ないから、認知はどのようにされていますかというところを確認させていただいたりとか。

（桶谷委員）個別にヒアリングというのは誰に対して。

（事務局）教頭と生徒指導主担者です。

（桶谷委員）教頭先生と生徒指導担当、いわゆる生徒指導主事やね。

（事務局）そうです。

（桶谷委員）このお2人で、これは対面ではなくて。

（事務局）オンラインです。

（桶谷委員）オンラインで。

（事務局）はい。

（桶谷委員）なるほど。今おっしゃったように、とりわけそれぞれの学校の未然防止対策あたりが何を力点に置いているのかというふうなことを明確にそこに出てくるといいですよ。

（事務局）そうですね、だから各学校からいじめの状況調査を毎月もらっていますので、例えば、いじめの解消率が低いという特徴がある学校は、それを反映した方針にならなければいけないなと思っていますし、そもそも認知件数が少ないところは、それを反映した方針にならなければいけないかなと思っていますので、そこら辺をヒアリングで個別に指摘させてもらっているという形です。

（桶谷委員）枚方がこの2年で重大事態が十数件、17件ですか、これは他都市に比べて多いのかということは、メッセージとして発信はされているのですか。

（事務局）そうですね、重大事態がこれだけ起こっているということと、その複数件起こっているのですけど、課題は似通っているのですということで、共通している課題を4

点という形で、この前の校長会でも上げさせてもらって、この観点については必ずヒアリングでも聞くので、学校でどう対応しているかというところまでを含めて指示を出させてもらっています。

（会長）いいですかね。割と個別の学校とやり取りをされているので、それはいいかなと思います。

ほかはどうですか。これからまた国の基本方針はまだかな、重大事態絡みが変わっていくところがあるので、ここからまたさらに改定をしていくという感じですかね。

そうしたら、各学校のが出てきたらどんな感じが私たちも見せていただいたらいいのかなというふうには思います。

（島委員）ちょっとだけいいですか。

既にそのように各学校におっしゃっているのかどうか分かりませんが、一応基本方針を見直して市としては市の教育行政としたら見直して、それを踏まえて各学校でということとはよく分かりましたし、大事なことだなと思っております。一律ではなくて、個別学校ごとにとということだけど、学校レベルで言えば、一層学校としていじめが起これにくい学校づくりですとか、実際に起こったときに早期発見して、早期解決に導くような手立てとか、これを見直されているので、それはこれから学校だけではなくて、地域社会も含めてということなので、見直しましたと、うちの学校はこういう観点を重視しながら従来のものをさらに充実した方針をつくりましたというのは、地域社会とか保護者に向けて発信をして、これからは皆さんと一緒に学校でいじめ撲滅に取り組みますみたいなアナウンスは大事じゃないかと思うのですが、そういったことについて、これからの学校に対する働きかけとかがありましたら教えていただきたいです。

（事務局）今もこのいじめというか、不登校もそうですけれども、データとかもしっかりと地域の方に示しながら学校の方針を広く示すことが大切だということを示させてもらっていますので、今の改訂する前のいじめ防止基本方針も学校ブログに載せるようにということは指示しているのですけれども、改訂してもすぐに載せるようにというのは指示しています。改訂したものを載せるだけだったら、おっしゃったみたいにどこを重点にというのがなかなか伝わりにくいかなと思いますので、今のご助言は学校にもお伝えして、反映できるようにしたいと思います。

（島委員）お願いします。

（会長）あと、資料3についてお伺いしたいですけれども、これは誰が誰に宛てるような書面なのですかね。

(事務局) この資料は、本日の会議のため。

(会長) 会議のための資料ね、そういうこと、分かりました。

(二見委員) 先ほど各学校にいろいろと起こっている中で似通った特徴が4点ほどあったと言っていた4点をさらっと教えていただけたらと思います。

(事務局) まず1点目が、いじめの認知ができていないこと、2つ目が組織的な対応ができていないこと、3つ目が謝罪のみで終わっているような対応があること、4つ目が子どものアセスメントがしっかりとできていないの4点を挙げています。

(会長) 本当にそのとおり。

(二見委員) そうですね。ありがとうございます。

(会長) あとは、国の動きとかも含めて、次の段階はまた次の段階ですね。分かりました。

では、次に行っていいですか。まずこの案件2の枚方市いじめ防止基本方針の改訂につきましては、報告が確認されたものといたします。

※報告案件（2）については、枚方市情報公開条例第5条第1号該当部分を含むため非公表

【 閉会 】

(会長) では、次回の会議について。

(事務局) 次回の枚方市のいじめ審議会の開催日は7月9日火曜日の午後6時からとなっております。場所はここは第3委員会室ですので、隣の第4委員会室で行いたいと思います。

(会長) それでは、これで令和6年度第2回枚方市学校いじめ対策審議会を終了します。